**（制度概要）**

日頃よりごみ対策事業に対して、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。

　当制度は、廃棄物を収集し、再生資源業者等に引き渡した団体に補助金を交付することにより、住民による主体的な資源再生利用・ごみ減量の意識を高め、また生活環境を保全すること目的として行われています。

　どうぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

１申請対象団体

**自治会や子ども会、老人会等、営利を目的としない市内の団体。**

２　申　請　方　法

指定の申請書類を用いて、回収業者発行の計量伝票等を添付の上申請します。

＜提出書類＞　１．資源再生利用補助金交付申請書　（代表者印のコピー不可）

２．資源再生利用補助金交付請求書　（代表者印のコピー不可）

３．回収業者発行の計量伝票。または引き取り重量や本数を証明する書類。

＊宛名（団体名）、引き取り業者名、回収実施日を印字または明記されたもの。

元本を提出（コピー不可）。

３　実施及び申請の期間　（４月～翌３月までの単年度決算）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 回収実施期間 | 申請期間 | 支払予定日 |
| 第１期 | ４月１日～ ６月30日 | ７月１日～ ７月20日 | ８月末日 |
| 第２期 | ７月１日～ ９月30日 | 10月１日～10月20日 | 11月末日 |
| 第３期 | 10月１日～12月31日 | (翌年)１月１日～ １月20日 | (翌年)２月末日 |
| 第４期 | (翌年)１月１日～ **３月31日** | (翌年)４月１日～ **４月20日** | (翌年)５月末日 |

**＊[申請期間]の間に申請してください。**

**＊ただし、申請期間最終日が閉庁日の場合は、その前開庁日までとなります。**

４　対象品目・補助単価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 単価 | 備考 |
| 古　布 | １ｋｇあたり　９円 | 衣類、毛布、カーテン、下着類、タオルケット、シーツ等 |
| 紙　類 | １ｋｇあたり　９円 | 新聞、段ボール、雑誌、本、雑がみ、紙パック、シュレッダー等 |
| あきびん | １本あたり　　９円 | 一升びん、ビールびん、その他飲料用のびんのうち、生きびんとして引き渡したもの |
| スチール缶 | １ｋｇあたり　９円 | 飲料用、缶詰、菓子缶等 |
| アルミ缶 | １ｋｇあたり５０円 | 飲料用、缶詰、菓子缶等 |

＊補助対象等、ご不明な点はお問い合わせください。

**（注意事項）以下は、書類の再提出や取り消し、振込遅延の原因の例になります。**

１．事務所、店舗などから出る事業系ごみ（資源）は、補助金の対象になりません

当制度は、家庭系ごみの資源回収を対象としています。自動販売機業務等飲料缶などの事業系ごみが混入している場合、補助金交付決定等の取り消し、また、既に交付を受けた分についても返還を求める場合があります。

　　なお、回収実態把握のために立会いを求める場合がありますのでご協力お願いします。

２．年度内・申請期間内での申請を必ずお願いします

補助金の申請期間は表面「３」の通りですが、１～３期の各申請期間を過ぎてしまっても、合算いただければ「第４期の申請期間」に申請も可能です。しかし、**第４期の申請期間（４月１日～４月２０日）も経過すると年度内に申請を逸したこととなり、補助金の支払は不可**となります。

ただし、申請期間最終日が閉庁日の場合は、その前開庁日までとなります。

３．申請書類の記入について

**・錯誤の訂正**

**二重線で抹消後**に**申請書・請求書に利用した代表者個人印を**押印下さい。

また、**合計金額の錯誤の場合**、訂正印は使用できません。**新しい用紙を使用**してください。

４．消えてしまうような筆記用具は使えません

鉛筆、摩擦熱で文字が消えるボールペン等は判読が不明になるため使用できません。

５．計量証明書類について

計量証明書類は、機械で印字されたものが適当ですが、手書きの証明書類の場合は**伝票発行業者印**が必須となります。また、あきびんの引き取り証明書類には業者印は不要ですが、本数に訂正ある場合はそこに業者印が必要です。

６．資源物の持ち去り行為を禁止する条例について

排出された家庭ごみを、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る行為は犯罪です。これを受け、市では「立川市廃棄物処理及び再利用促進条例」を改正、平成23年に、排出場所に出された資源物の持ち去り行為を禁止、また２０万円以下の罰金を科す罰則規定も適用されております。

**戸建住宅の排出場所や、集合住宅の集積所から、市の収集に出された物から抜き取った資源は、上記のとおり違反行為となり、資源再生利用補助金として申請することはできません。**

※資源回収物の管理は、団体専用回収容器等を設ける等、家庭ごみと判別できるように工夫下さい。